

令和6年7月17日
環境エネルギー部環境保全課

産業廃棄物処理業者に係る不利益処分について

1 被処分者

- (1) 住 所 宮城県名取市上余田字千刈田508番地の1
(2) 名 称 株式会社AXISグリーン
(3) 代 表 者 代表取締役 山口 健一
(4) 許可の区分 産業廃棄物収集運搬業（許可番号 00201118449）

2 不利益処分の内容

令和6年7月17日をもって上記1（4）の許可を取り消す。

3 処分年月日

令和6年7月17日

4 不利益処分の原因となる事実

被処分者の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）違反について、令和5年12月1日に被処分者に対する罰金50万円の刑が確定したことにより、被処分者が法第14条第5項第2号イの規定（欠格要件）に該当するに至ったことは、法第14条の3の2第1項第1号の規定（許可取消し）に該当するものである。

また、被処分者の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の10に規定する使用人の法第14条第16項の規定の違反について令和5年12月5日に同人に対する罰金50万円の刑が確定したことにより、被処分者が法第14条第5項第2号二の規定に該当するに至ったことは、法第14条の3の2第1項第2号の規定に該当するものである。